

令和5年度引上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)が
 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度石垣市一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)に係る用途については、下記のとおりとなります。

記

1. 歳入 地方消費税交付金(社会保障財源分) 628,620千円
 2. 歳出 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 6,302,177千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国庫支出金	県支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障 財源化分の 市町村交付 金)	その他	
社会福祉	社会福祉費	介護・訓練等給付費	1,571,168	783,894	391,947	0	150,206	245,121
	児童福祉費	団体負担金及び補助金	36,953	0	0	0	14,040	22,913
		児童運営費	2,909,902	1,402,368	614,982	103,618	299,759	489,175
	生活保護費	生活保護事業	1,784,154	1,338,114	5,791	7,002	164,615	268,632
	合計		6,302,177	3,524,376	1,012,720	110,620	628,620	1,025,841

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各経費における一般財源の比率で按分し充当しています。